

平成31年 第1回定例会

# 筑西広域市町村圏事務組合議会会議録

平成31年2月20日

筑西広域市町村圏事務組合

## 平成31年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会会議録目次

### 第 1 日 (2月20日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者	2
職務のため出席した者	2
開 会	3
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
諸般の報告	3
管理者提出議案の報告	3
議会運営委員長の報告	4
会期の決定	4
管理者の招集挨拶	5
一般質問	6
1. 榎戸甲子夫君	7
2. 鈴木 聡君	11
議案第1号～議案第3号の上程、説明、質疑、採決	15
議案第4号の上程、説明、質疑、採決	21
議案第5号の上程、説明、質疑、採決	23
閉会中の継続審査の申し出について	28
閉 会	29

平成31年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会議事日程

平成31年2月20日（水）午前11時開会  
筑西市議会議事堂

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第1号 筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部改正について  
議案第2号 筑西ふるさと市町村圏事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について  
議案第3号 筑西地域職業訓練センターの設置及び管理に関する条例の廃止について  
（3案一括上程）
- 日程第 4 議案第4号 平成30年度筑西広域市町村圏事務組合筑西ふるさと市町村圏特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 5 議案第5号 平成31年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計予算
- 日程第 6 閉会中の継続審査の申し出について

出席議員（18名）

1番	谷田部 由 則 君	2番	大 山 和 則 君
3番	森 正 雄 君	4番	小 島 信 一 君
5番	石 島 勝 男 君	6番	尾 木 恵 子 君
7番	大 里 克 友 君	8番	湯 本 文 夫 君
11番	林 悦 子 君	12番	金 澤 良 司 君
13番	箱 守 茂 樹 君	14番	藤 川 寧 子 君
15番	堀 江 健 一 君	16番	榎 戸 甲子夫 君
17番	鈴 木 聡 君	18番	大 橋 康 則 君
19番	早 瀬 悦 弘 君	20番	孝 井 恒 一 君

欠席議員（2名）

9番	風 野 和 視 君	10番	潮 田 新 正 君
----	-----------	-----	-----------

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者

管 理 者	須 藤 茂 君	副 管 理 者	前 場 文 夫 君
副 管 理 者	大 塚 秀 喜 君	常 任 幹 事	大 武 英 二 君
常 任 幹 事	稲 見 博 之 君	常 任 幹 事	小 川 豊 君
会 計 管 理 者	谷 中 茂 美 君	事 務 局 長	福 田 洋 君
事 務 局 長	豊 口 勝 昭 君	事 務 局 長	須 藤 正 明 君
事 務 総 務 課 長		事 務 局 企 画 財 政 課 長	
筑 西 遊 湯 館 兼 館 長	杉 山 雄 一 君	県 西 総 合 公 園 管 理 事 務 所 長	中 山 道 康 君
きぬ聖苑場長			
環 境 セ ン タ ー 所 長	築 田 貴 司 君	消 防 本 部 長	高 嶋 幹 夫 君
消 防 本 部 長	杉 山 貞 夫 君	消 防 本 部 長	高 嶋 幹 夫 君
消 防 次 長		筑 西 市 公 室 長	鈴 木 敦 史 君
		筑 西 市 秘 書 課 長	

職務のため出席した者

事 務 局 総 務 課 長 補 佐 兼 総 務 グ ル ー プ 長 係	増 渕 克 博 君	事 務 局 総 務 課 総 務 グ ル ー プ 長 係	岡 野 勇 君
事 務 局 総 務 課 総 務 グ ル ー プ 長 係	青 木 真 紀 子 君		

---

◎開会の宣告

○議長（金澤良司君） これより平成31年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会を開会いたします。

（午前11時00分）

---

◎開議の宣告

○議長（金澤良司君） ただいまの出席議員は18名であります。よって、会議は成立いたしております。

なお、欠席通知のあった者は、10番、潮田新正君の1名であります。

これより本日の会議を開きます。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（金澤良司君） 初めに、会議録署名者を会議規則第73条の規定により、7番、大里克友君、13番、箱守茂樹君の両君を指名いたします。

---

◎諸般の報告

○議長（金澤良司君） 地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び事務局職員出席者は、お手元に配付した文書のとおりであります。

---

◎管理者提出議案の報告

○議長（金澤良司君） 次に、本定例会に提出する議案につきましては、さきに管理者より送付されております。

[管理者配付文書]

筑広組発第171号

平成31年2月20日

組合議会議長 金澤良司 様

筑西広域市町村圏事務組合管理者 須藤 茂

平成31年第1回組合議会定例会提出議案等の送付について

平成31年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会に、別記議案等を提出するため、別添のとおり送付いたします。

別 記

管理者提出議案等目録

（平成31年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会）

- 議案第 1 号 筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部改正について  
議案第 2 号 筑西ふるさと市町村圏事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について  
議案第 3 号 筑西地域職業訓練センターの設置及び管理に関する条例の廃止について  
議案第 4 号 平成 30 年度筑西広域市町村圏事務組合筑西ふるさと市町村圏特別会計補正予算（第 1 号）  
議案第 5 号 平成 31 年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計予算

### ◎議会運営委員長の報告

○議長（金澤良司君） 次に、本定例会の会期及び日程につきましては、去る 2 月 14 日に行われました議会運営委員会で審議されましたので、直ちに委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、堀江健一君。

〔議会運営委員長 堀江健一君登壇〕

○議会運営委員長（堀江健一君） それでは、平成 31 年第 1 回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会につきまして、去る 2 月 14 日議会運営委員会を開催いたしました結果についてご報告いたします。

まず、議事日程における日程第 1 は、会期の決定についてであります。本日 1 日と決定いたしております。

日程第 2 は、一般質問であります。

日程第 3 は、議案第 1 号 筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部改正についてから議案第 3 号 筑西地域職業訓練センターの設置及び管理に関する条例の廃止についてまでの 3 案を一括上程するものであります。

日程第 4 は、議案第 4 号 平成 30 年度筑西広域市町村圏事務組合筑西ふるさと市町村圏特別会計補正予算（第 1 号）であります。

日程第 5 は、議案第 5 号 平成 31 年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計予算であります。

日程第 6 は、閉会中の継続審査の申し出についてであります。

以上、議会運営委員会において決定いたしましたので、議事の進行につきましては皆様方の特段のご協力をお願い申し上げ、報告にかえさせていただきます。

以上です。

○議長（金澤良司君） 以上で報告を終わります。

### ◎会期の決定

○議長（金澤良司君） これより議事日程に入ります。

日程第 1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり本日 1 日といたしたいと存

じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

**○議長（金澤良司君）** ご異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。

---

### ◎管理者の招集挨拶

**○議長（金澤良司君）** この際、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。  
須藤管理者。

〔管理者 須藤 茂君登壇〕

**○管理者（須藤 茂君）** 平成31年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、ご多忙のところ今定例会にご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

初めに、組合の事務事業について若干ご報告申し上げます。

まず、筑西遊湯館の利用状況でございますが、平成31年1月末現在の利用者総数は18万6,458名で、前年度同期とほぼ同数でございます。今後も各種カルチャー教室をはじめ筑西遊湯館水泳記録会やさまざまなイベント等を実施し、圏域住民のスポーツ及びレクリエーションの振興を図るとともに、圏域住民の交流促進の場としてのさらなる魅力の向上に取り組んでまいります。

次に、県西総合公園でございます。平成31年1月末現在の来園者数は27万6,568人で、前年度同期と比較すると微増となっております。今年度の事業につきましては、植栽管理を柱とした施設の管理が順調に進んでおり、また茨城県の事業といたしましては、屋外トイレや子供広場にあるじゃぶじゃぶ池の改修工事などが行われ、クラブハウス内におきましても防犯カメラが設置され、セキュリティー強化が図られたところでございます。

今後も県西地域におけるスポーツ、レクリエーション、文化活動の拠点としての役割を果たすため、茨城県と密に連携を図りながら、施設の適切な運営管理に努めてまいります。

次に、環境センターでございます。まず、平成31年1月末現在のし尿及び浄化槽汚泥の搬入量は3万1,447トンで、前年度同期と比較すると15.4%の減となっており、これは公共下水道の整備や人口減少によるもので、今後も減少は続くものと思われまます。

また、ごみ搬入量は5万1,305トンで、前年度同期と比較すると13.5%の減であり、長期的に減少傾向を示しております。過去5年間では、年0.3%ずつ減少しており、関係市におけるごみ減量化、再利用及び再資源化が進んでいるものと推察しております。

施設の老朽化対策といたしましては、し尿処理施設及びリサイクルプラザにおける基幹的設備改良工事を、国の交付金を活用し、平成31年、32年度の2カ年で実施する予定でございます。また、ごみ処理施設につきましても、基幹設備改良工事を構成3市と十分協議させていただいた上で、計画的かつ効率的に進めてまいりたいと考えております。

次に、きぬ聖苑の火葬件数でございますが、平成31年1月末現在2,165件で、前年度同期と比較すると微増でございます。火葬件数は、緩やかではありますが、年々増加を続けております。

きぬ聖苑につきましては、今年度より3カ年をかけまして、施設の屋根・外壁等の改修工事及び火葬炉内の耐火物全体積みかえを順次計画的に進めているところでございます。

次に、消防関係でございますが、平成31年1月末現在、広域管内における火災件数は、前年より6件減少し86件、うち建物火災は47件で、前年より7件増加しており、火災による死者3名、負傷者9名が発生しております。

本年4月1日から、市民に安心して建物を利用していただくため、消防本部が保有する火災危険性に関する重大な消防法違反建物を組合ホームページで公表する「違反対象物公表制度」が施行されます。この制度を積極的に周知広報し、建物火災による犠牲者の撲滅を目指してまいります。

また、救急出動件数につきましては7,503件で、前年より308件増加しておりますが、今後も救急需要はますます増加が見込まれており、その対応に万全を期すべく、救急隊員の技術向上や資機材の充実強化を図ってまいります。

なお、消防庁舎の整備についてですが、本年1月17日に組合議員の皆様方をはじめ多くの来賓のご出席を賜り、筑西消防署川島分署新築工事安全祈願祭を無事にとり行うことができました。心より感謝申し上げます。本格的な工事がいよいよ開始され、平成31年度中の供用開始に向け、鋭意事業を推進してまいります。

次に、筑西ふるさと市町村圏事業でございますが、先ほどの全員協議会でご協議をいただいたとおり、本年度をもって事業を終了するため、今定例会に関係条例の改正、廃止と補正予算をご提案させていただいておりますので、ご理解のほどお願いを申し上げます。

最後に、今定例会の提出案件について申し上げます。

条例議案が3件、補正予算議案が1件、平成31年度予算議案が1件でございます。議案等の内容及び提案理由など詳細につきましては、各担当がご説明いたしますので、十分ご審議の上、賛成賜りますようお願い申し上げます。

ありがとうございます。

---

## ◎一般質問

**○議長（金澤良司君）** 次に、日程第2、一般質問であります。

この際、申し上げます。議事の都合により、一般質問についての各議員の発言は、答弁を含め60分以内、質問回数は一問一答方式を選択した場合は無制限、総括方式を選択した場合は3回以内といたします。

質問は、初めに登壇して行い、答弁の間及び再質問は質問席にてお願いいたします。

また、議案質疑については、総括方式のみとし、発言は3回まで、答弁を含め45分以内といたします。

す。

それでは、通告順に従い発言を許します。

16番、榎戸甲子夫君。

〔16番 榎戸甲子夫君登壇〕

**○16番（榎戸甲子夫君）** 16番、榎戸でございます。では、早速通告に従いまして質問いたしてまいります。

昨年入札の結果一覧表が配付されまして、ここに28.42%という落札があるのですが、今までの私の経験上、こんなに低い落札率で、これが通るのかと、いかばかりか疑義を感じましたので、その内容をお尋ねしたい、そう思うわけであります。この指名競争入札、印刷機借り上げ、これは輪転機のリース料だと思っておりますが、長期契約5年間、予定価格が1万7,593円に対して落札金額が5,000円という、通常では考えにくい、大変ダンピングで落としているわけです。その内容について細かくお尋ねしたいと思っておりますので、一問一答で質問席から順次まいりたいと思っております。

**○議長（金澤良司君）** 榎戸甲子夫君の質問に答弁願います。

福田事務局長。

〔事務局長 福田 洋君登壇〕

**○事務局長（福田 洋君）** 榎戸議員さんのご質問にご答弁申し上げます。

落札率28.42%についてでございますが、まず本入札における各業者の応札率でございますが、高い順に申し上げますと、最も高い業者で85.26%、次いで82.99%、続きまして63.37%、38.03%、そして落札業者の28.42%となっております。比較的に高い応札率となった3者と低い応札率となった2者の2つのグループに分かれた形になってございます。

低落札となった要因でございますが、これは仕様によるものと考え……

〔何事か言う人あり〕

**○事務局長（福田 洋君）** 仕様、仕様書がございますね、の仕様によるものと考えられます。仕様自体は、一定の基準を満たす3つのメーカーの機種から、各指名業者が取引があり、得意とする機種を選択した上で入札に参加していただきました。

応札率の開きにつきましては、取り扱うメーカーによる差異であると考えているところでございます。

以上でございます。

**○議長（金澤良司君）** 榎戸甲子夫君。

**○16番（榎戸甲子夫君）** 決してダンピングではないという答弁のように聞こえておりますが、ではこの輪転機、5年前の落札率は幾つでしたか。

**○議長（金澤良司君）** 福田事務局長。

**○事務局長（福田 洋君）** 5年前の落札率ということでございます。5年前の落札率と落札業者に

つきましては、まず前の印刷機のリース開始は平成18年度で平成23年度までの5年間を関彰商事と長期継続契約を締結しておりましたが、当時の入札及び契約に関する文書等の保存年限が過ぎ、既に廃棄処分となっておりますので、落札率等詳細の確認ができませんでした。お示しすることができずに大変申しわけございません。その平成24年度以降の約5年を単年度の再リース契約を繰り返しまして使用してまいりました。しかしながら、経年劣化に伴い故障が増えてまいりまして、入札を執行したものでございます。ご理解のほどお願いいたします。

**○議長（金澤良司君）** 榎戸甲子夫君。

**○16番（榎戸甲子夫君）** 言いわけがましくしか聞こえないのですが、このような記録を5年間で破棄してしまうというのは、それで通るのですか。私には、あえて隠したようにしか聞こえないのですが。では、この予定価格に挙げた1万7,593円という数値の設定は誰がやったのですか。

**○議長（金澤良司君）** 福田事務局長。

**○事務局長（福田 洋君）** 予定価格の算出方法でございますが、まず圏域外の業者から参考見積もりを徴取してございます。また、インターネットによる市場調査をした上で、保守料金を含め、額を予定価格として設定しております。また、参考見積もりを圏域外業者から徴取した理由につきましては、本件につきましては圏域内の業者を対象と考えておりましたので、参考見積もり業者が有利にならないよう配慮したものでございます。

以上でございます。

**○議長（金澤良司君）** 榎戸甲子夫君。

**○16番（榎戸甲子夫君）** それにしても、通常のビジネスとして考えても、1万7,593円もの1カ月のリースを5,000円で5年間でというふうに、それで十分に採算が合うという値段でこの落札業者は出しているのでしょうか。ということは、この5年後、この5,000円というものが予定価格になるわけでしょう。それで通すわけですね。そう我々は考えます。となると、ほかの入札も90%台、80%台、ありますが、異例中の異例なのです、この28%というのは。ということは、我々議会人としては、たとえ圏外の業者から見積もりをとったといっても、この近くでしょう。担当エリアでしょう、見積もりは。そうすると、いろんな条件は大体相通じているのです。5年間という月々のリースで十分採算が賄えるであろうという5,000円であれば、次の5年間、そうしたらまた入札予定価格がどんと落ちるわけでしょう。私はそう思うのですが。

そういうことで、事務局長も私も5年後いるかどうかわかりませんが、でもこういうことが突如として起きることに私は不信感を持ったわけ。一つの私の疑心暗鬼か老婆心か知りませんが、この応札した業者は何者でしたか。

**○議長（金澤良司君）** 福田事務局長。

**○事務局長（福田 洋君）** 応札は8者指名の6者応札でございます。

**○議長（金澤良司君）** 榎戸甲子夫君。

**○16番（榎戸甲子夫君）** すると、29年の6月29日に落札した、問題は28.42%のこのグループと同じ1カ月後にノートパソコンの入札をしたら、参加数が規定に満たないため中止になっている。私のげすの勘ぐりかもしれませんが、この5者の中で大体同じような業種を扱っている企業が、このノートパソコンの指名をいただいたときに、どうせまたあの業者が低い値段でダンピングやるのでは、入札参加しても戦えないのではないかとって、恐らくこれは参加しなかったのではないですか、1カ月後ですから。というふうに私は思うのです。それで、そのノートパソコンが約1年後に77%で、ごく当たり前の競争性を出して落札しているわけです。そういうことを私は勘ぐってしまうのです。どうですか、その辺を局長としてどう思いますか。

**○議長（金澤良司君）** 福田事務局長。

**○事務局長（福田 洋君）** お答えしたいと思います。

ただいまの平成29年の7月27日執行のノートパソコン購入の入札中止ということだと思います。それにつきましては、中止理由は、予算編成時に予定しておりました仕様内容、これはパソコンの仕様でございますけれども、そちらが予算執行時に一部グレードアップをしたことに伴いまして、各業者が予定価格内での応札が困難であると判断したことによると辞退業者への聞き取りによりまして確認しているところでございます。7者指名のうち5者が辞退したために、筑西市建設工事一般競争入札実施要綱第14条の規定に基づきまして中止としたものでございます。

また、平成30年6月28日執行のノートパソコン購入につきましては、別の案件でございまして、当該入札中止に伴う再入札は、仕様を変更いたしまして、平成29年8月31日に入札を執行してございます。その結果、鈴木商事が落札率80.24%、92万2,000円で落札してございます。ちなみにそのほかの6業者の応札状況でございますが、2者が辞退、残り4者は83.37%から97.12%の間での応札でございましたので、競争性は十分保たれたのかなというふうな感じを持ってございます。

以上でございます。

**○議長（金澤良司君）** 榎戸甲子夫君。

**○16番（榎戸甲子夫君）** 私が意見を求めているのは、今お答えになりました鈴木商事の77.39%の落札、これくらいなら事務局としても助かるわけでしょう。結局は予算の抑制ができていますから。そうですね。でも、私が聞きたいのはそうではない。28%台にその何というか、指名でしょう。指名しているわけですね、業者を、5者に。その5者の中で、前回のこの輪転機の5年前の入札率が、私は、二十七、八%、30%前後とは考えにくいと思うのです。恐らく七、八十%はとっているはずだ。でも、あなたは、もう破棄してしまっ、ないと言っている。たった5年なのに。こういうことを簡単にあなたは、もう5年も時間がたっているのに、破棄してわかりませんというのは、これは無礼だ。どこかにあるはずでしょう。

ということは、ではこの関彰商事が、今回5年をとった後の5年後に、同じような3割程度の契約で持続できるかといったら、私はそうはいかないと思う。私は5年後も、あなたも事務局長ではいら

れないでしょうし、私も議員でいるかどうかわかりませんが、これは非常に私は注目したいと思っていますのです。ですから、そのあおりというか、その影響で、同じような業界の業者が、ノートパソコンもそうです。ノートパソコンを使うときに、1カ月後、あえて入札に参加をしないでというふうに私は考えたわけです。ですから、今後、この質疑応答には結論は出ませんが、言っておきます。

何で最低制限価格を設けないのか。普通は最低制限価格というのを設けるのです。どうですか。

**○議長（金澤良司君）** 福田事務局長。

**○事務局長（福田 洋君）** ご答弁申し上げます。

5年前と申し上げてございますけれども、実際に前の印刷機につきましては、平成18年から平成23年までの5年間の長期継続契約でございました。ですから、24年度以降につきましては、単年度リースという形で、単年度、単年度の契約を更新してまいりました。ですから、23年度までの文書でございました関係で、前回の契約のものは既に破棄されてございます。その後、契約を単年度、単年度で更新してございますので、そういった観点からのものがございます。

それと、今もう一つ出ました最低制限価格でございますが、こちら当組合で準用しております筑西市建設工事に係る最低制限価格の設定に関する基準等を定める要綱の制定が、平成29年6月2日と入札執行直前だったこともございまして、この制度と申しますか、要綱の内容が建設工事を対象としていることによりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

**○議長（金澤良司君）** 榎戸甲子夫君。

**○16番（榎戸甲子夫君）** 入札のダンピングで非常に懸念しているのが、これは印刷機ですが、筑西市合併直前、関城町で、ダンピングした業者が体育館を施工したのです。ところが、ダンピングをしたがゆえに、きっと採算が合わなかったのでしょうか。関城町に追加請求をしたわけです。ところが、教育委員会としては、それにそぐわない請求だと考えて、その落札業者、建設業者に追加要求に応じなかった。そうしましたら、ちょうど合併時、3月末のころでしたが、中学校の卒業式が間近に迫った。その業者は、戸締めをしてしまったのです、鍵をかけて。追加予算をくれなければ体育館を使わせない、そういう騒動に近いことがあったのです。その大きな要因は、ダンピングした業者が請け負ったからです。これは輪転機だから、そんなことはないのですが、こういうことが広域事務組合の中で平然と行われるようなことがあってはならぬと私は思っているのです。

ですから、最低制限価格も設けるべきだし、これは事務局長であれば、これから建設工事もあることだし、そういうことをお願いというか申し上げます、次の質問に入ります。

次の2番の広域圏内の建設工事についてお尋ねします。今、先ほども話が管理者から出ましたように、川島に消防庁舎をつくっておりますが、いろんな情報が入ってまして、いいも悪いも、私も担当議員として耳を傾けているわけですが、当然工事に至るまでの間に、施主側として、消防庁舎でありますから、消防署の担当職員がその工程会議やら打ち合わせやら、いろんなものの会議の中に入るそうですが、言ってみれば大変失礼な言い方をしてしましますが、消防に関しましては熟練された優

秀な消防署員であっても、工事に関してはまず知識が薄いというか、その会議の中になじめないと。これで本当にいいのだろうかという思いを私は持ったわけであります。

そのことであれば、私の提案でもありますが、いずれ3市が、今回は川島、筑西が担当ですが、やがて桜川にも結城市にも建て替え時期が来ると思うのですが、そのときに担当消防署員がその工事の担当に入るよりは、各市には建設部あるいは土木部といった技術者がおるわけですから、そういう方を派遣してはどうかという私の質問でございます。

**○議長（金澤良司君）** 須藤管理者。

**○管理者（須藤 茂君）** 今榎戸議員さんがおっしゃったとおりだと思います。組合の中には、私も現状をいろいろ、この推移を見ておりまして、大きな物件の専門知識を有する職員がおりません。今おっしゃったように、桜川でも今後消防署建設の予定もしていることから、こういうことは真剣に考えなくてはいけないなと思っているところでございます。そういう意味では、専門知識を持った人をそこに入れなくてはいけないことも考えたり、今おっしゃったようなことも真剣に今後考えていかななくてはならないと思っているところでございます。

職員には、それ以外にも担当者をもちろんつけなくてははいけませんので、知識等をその職員にも勉強させなくてははいけませんけれども、もろもろ大きな工事に関しましては、しっかりと、間違いのないように、専門知識を持った人、そして今おっしゃったようなことを真剣に考えていかななくてははいけないと、このように思っているところでございます。

以上でございます。

**○議長（金澤良司君）** 榎戸甲子夫君。

**○16番（榎戸甲子夫君）** 内容を理解していただいたと思うのですが、そうかといって事務組合に建設担当の職員をあえて採用するというのも、これは経費の面でどうかと思いますし、せっかく構成3市の中には優秀な卓越した技術者がいるわけですから、短期間で広域事務組合に出向して、その任に当たる、そういうことでやっていただけたら、もっともっとスムーズな、今やっていることがスムーズとは言いませんが、よりスムーズな工事が完成するのではないかということを考えました。どうぞよろしくお願い申し上げまして、質問を終わります。

**○議長（金澤良司君）** 17番、鈴木 聡君。

[17番 鈴木 聡君登壇]

**○17番（鈴木 聡君）** 私は人事異動ですね、新年度があと2カ月後に迫って、人事異動にいろいろ伺っている話があります。その点いろいろお聞きしたいと思います。

**○議長（金澤良司君）** 鈴木 聡君の質問に答弁願います。

須藤管理者。

[管理者 須藤 茂君登壇]

**○管理者（須藤 茂君）** 人事異動でございますけれども、各市でもやっているとは思いますが、

我が組合におきましても、人事異動をするにおいては、その本人の性格あるいは今までの業務の遂行状況等々も踏まえまして、それから本人に意見を聴取する、意見を聞く、そういう自己申告もありますし、そういうことを全体的に含めて事務局長とよく相談して、総合的に考えるところでございます。

以上でございます。

**○議長（金澤良司君）** 鈴木 聡君。

**○17番（鈴木 聡君）** よく人事異動について、広域組合の職員の話をいろいろ聞かされることもあります。実際に事務局と、それから各地にある施設の関係と、そういった、どういう基準で人事異動をするのかと、今管理者が言っておりましたけれども。そうすると、人事異動に事務局長が最終的な責任をとって、まとめて管理者に提出するのだろうけれども、事務局がまとめる過程がよくわからない。市長はまとまった案を、これでよしというふうに言うのだろうけれども、どういう、事務局長1人で人事異動の采配をしているわけではないと思うのだが、まずその点から。

**○議長（金澤良司君）** 福田事務局長。

**○事務局長（福田 洋君）** ご答弁申し上げます。

基本方針につきましては、人事異動を実施する際は、市民サービスの向上のため、組織全体のさらなる充実と安定感を図ることが重要でありますので、職員の資質、適性及び勤務実績を基本とする方針と重視する事項を定めて行ってまいりたいと考えております。

本年4月1日付人事異動は、各職員から既に提出されております自己申告票、先ほど管理者のほうからもございましたけれども、本議会終了後に行う所属長との人事ヒアリング、それと次年度における事務事業を考慮いたしまして、人事異動を必要とする方針を定め、管理者とご相談いたしまして考えていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

**○議長（金澤良司君）** 鈴木 聡君。

**○17番（鈴木 聡君）** 自己申告、それぞれもう希望をとっていると。それを所属長と相談しながらやっているのだと。それは、事務局長の権限というのは相当なものなのですか。私、これまでに過去にいろいろ話は聞いておりますけれども、事務局長さんの権限というのは相当なものがあるのではないかと聞かされることもあるのです。今度の事務局長さんはどうなのですか。それとも今まではそうだったのか、私は分からないのです、聞かなくては。管理者にも聞かなくては分からないのだけれども、その点お尋ねしたいと思います。

**○議長（金澤良司君）** 福田事務局長。

**○事務局長（福田 洋君）** ご答弁申し上げます。

権限が事務局長にあるのかということでございますけれども、私もどれだけのことがあるのかはまだ分からないところがございますので、よく管理者のほうへご相談申し上げながら、来る人事のほうは進めていきたいというふうに考えております。また、所属長が一番施設の職員をよく見ている立場

でございますので、その所属長よりヒアリングをいたしまして、それも意見を賜りたいというふうに考えているところでございます。

**○議長（金澤良司君）** 鈴木 聡君。

**○17番（鈴木 聡君）** 福田さん、事務局長に今度なられて、ですからそれだけ、次の事務局長として選ばれたわけだから、これまでの前任者との関係で、そういう人事異動については関与とか関知してきたと思うのです。今事務局長になって分からないということではなくて、そういう今までの経過は十分、前局長が独裁的にやってきたわけではないから、みんなで協議して、そしてやってきたという話なのですから、その点。

ただ、こういう話も出ているのです。事務局と施設との職員の疎通、施設と事務局との疎通が本当に、正常化なんて言ったら大げさになってしまうものですから、うまくいっているのかどうかという話いろいろあるのです。ですから、私、今度の人事異動にあたって、もうちょっと職員の資質とか能力、そういったものをよく、個人的な感情ではなくて、そういうものを公正公平にやっていくべきではないかという、そういう話も聞かされるのです。その点はどうなのですか。

**○議長（金澤良司君）** 須藤管理者。

**○管理者（須藤 茂君）** 今回の人事あるいは今2人副管理者がいらっしゃいますけれども、我々は職員さん、今回組合の件ですけれども、職員さんのご意見をよく聞いて、前任者に私は一言言っております、口を出すなど。前任者は関係ありませんので、口を出すなど、私のほうから一言今回の人事についても言っております。

よって、私は正直言いまして、消防署員300名、それから事務方が40名近くおりますので、正直な話、この340名の一人一人を私が把握しているわけではありません。よって、事務局長がいろんな職員さんの、先ほど言いましたように、個人的な面接をやったり、いろんなことをして、適切なところに配置したものを私のところへ持ってくるのでありまして、逃げるわけではありませんが、私は340名はよく分かりません。よって、それを持ってきたことを参考にして2人で話し合うわけでございます。最終決定は私でございます。

そして、その340名の消防署を含めた職員が、全て自分らが思ったようなところに行けるわけではございません、混乱してしまいますので。よって、今議員さんがおっしゃったような、皆生まれた環境、育った環境も違うわけですから、なかなか意見が合わないのは事実でございますけれども、なるべく今おっしゃったようなことがないように努力しているところでございます。

以上でございます。

**○議長（金澤良司君）** 鈴木 聡君。

**○17番（鈴木 聡君）** 管理者は筑西市の市長ですから、なかなか筑西市の市政そのものだって、管理者がというか市長自身がなかなか、気配りだってなかなか大変だし、その上、今度は広域の管理者として気配りするというのは大変な労苦を必要としてくるわけだけれども。ですから、事務局長がま

とめていくということについては、それでいいのだと思うのです。そこで管理者に報告して、状況説明をして、管理者のオーケーをとると。ですから、事務局長が職員の異動については、総まとめして管理者に了解を得るわけだけれども、人事異動のまとめを事務局長がする過程で、これは誰と誰が相談して、そういう異動のそれなりのメンバーを決めてやるのですか。今までもそうだったのですか。その辺、私らは初めてこの広域議会に出てみて、そういう異動の問題について、こうして質問するわけは、いろいろな苦情が出ているのです、率直に言いますと。だから、その辺、今までの過程の中でどういうふうな仕組みでやったきたのですか、まず今まで。

**○議長（金澤良司君）** 福田事務局長。

**○事務局長（福田 洋君）** ご答弁申し上げます。

昨年度、事務局長になる前、私の場合は所属長でございましたので、課長職を拝命しておりましたので、自分の課員のことににつきまして事務局長からヒアリングがございましたので、そういったものでかなりの職員については申し上げております。ですが、そこに人事異動のあれが絡んで、申し上げたことになっているかというのは、そうなっていない部分が多々ございますので、そういったふうに今までも施設長ヒアリング等を行いながら、最終的には事務局長のほうで調整されているというふうに私は理解しているところでございます。

**○議長（金澤良司君）** 鈴木 聡君。

**○17番（鈴木 聡君）** 所属長というのは何人いるのですか。所属長、事務局長を入れて何人で相談してやったのか。まず、所属長である程度の案を出して、そして最終決定は管理者だけれども、その前段として事務局長が決めるわけなのですか、どうなのですか。

**○議長（金澤良司君）** 福田事務局長。

**○事務局長（福田 洋君）** 所属長と事務局長が全て顔を合わせて行うわけではございません。事務局長と所属長、それぞれ、例えば事務局ですと、総務課長と私が、総務課長に総務課のことについて尋ねます。そして、企画財政課については、企画財政課の課長と私、1対1の、所属長ヒアリングというのは、そういうふうな形でやって、今までも、前局長までの時代はそのようにやってきております。また、施設長は、環境センターの所長と事務局長が、きぬ聖苑、遊湯館、公園につきましても、各所長、場長、館長、それと1対1の局長とのヒアリングというふうな形で、今までの所属長ヒアリングというものは行われてきていると認識しております。

**○議長（金澤良司君）** 鈴木 聡君。

**○17番（鈴木 聡君）** なぜ私がこういうことを言うか。事務局長が最終的にまとめたものを管理者に報告するわけだ。それで、管理者のオーケーをとるわけだよね。ですから、事務局長の権限というのは相当大きいわけだ。事務局長が各施設長のそういった案を報告を受けて、そこで事務局長が施設長に逆報告するわけではないわけだから。もう所属長から報告を受けたものについて、事務局長がいろいろ考えて人事案件をつくるわけだ。それを施設長に相談することはないのですか、そういう案件を。

○議長（金澤良司君） 福田事務局長。

○事務局長（福田 洋君） された覚えはございませんので、多分そのような形だと思います。

○議長（金澤良司君） 鈴木 聡君。

○17番（鈴木 聡君） ですから、私は事務局という、事務方ではトップだ。その方のそういう人事案件に対する影響力というのは大きいのだ、そのまま管理者に行くわけだから。ですから、私は複数でやるべきだと思う、私は。事務局長に報告しただけではなくて、あとは事務局長お任せでは……福田さんには申しわけないのだけれども。

だから、私は、なぜこういうことを言うかという、そういった施設と職員との、本当は圏民、エリアの住民のための機構ですから、私はそれを気持ちよく住民に、圏民にサービスするという精神が劣るような気がしてしょうがないのです。だから、そういう点で私は、管理者もよく相談して、ぜひ不平不満がないように、異動についても。

異動については、その人個人、個人の評価についても、人によっては随分評価も変わってくるわけだ。だから、その点もよく考慮して、今度の人事異動については、管理者とよく事務局長は相談してもらって、不平不満がないようお願いしたいのです。その点、ひとつ管理者に答弁いただいて終わります、私。

○議長（金澤良司君） 須藤管理者。

○管理者（須藤 茂君） 今議員さんがおっしゃったようなことも、もちろん聞いてありますので、しっかりと、今までの方法は1対1で聞いて、まとめて私のほうへ報告ということでございましたけれども、今の、もう一回フィードバックするようなことはありませんでしたけれども、そういうことも含めて、今後人事に関してはしっかりと決めたいと思っております。そういうわけで、なるべく不平不満が残らないような。

それは、100人以上いますけれども、100人中100人が全部満足するというわけにはいかないかもしれませんが、少なくとも不平不満が少なくなるように、理解した上で異動してもらい、そのようにしっかりと考えていきたいと思っております。

○議長（金澤良司君） 以上で一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時52分

---

再開 午後 1時00分

○議長（金澤良司君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

◎議案第1号～議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（金澤良司君） 次に、日程第3、議案第1号 筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する

る条例の一部改正についてから議案第3号 筑西地域職業訓練センターの設置及び管理に関する条例の廃止についてまで、以上3案を一括上程いたします。

直ちに説明を求めます。

福田事務局長。

〔事務局長 福田 洋君登壇〕

**○事務局長（福田 洋君）** それでは、議案第1号からご説明申し上げます。お聞きいただきたいと思えます。

議案第1号は、職員の給与に関する条例の一部改正でございます。平成30年人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴いまして、当組合におきましても給与改正を行うとともに、このたび東京都調布市にございます、総務省所管の消防大学校から依頼がございまして、次年度から2年間の任期で、消防職員1名を助教授として派遣することとなり、派遣職員が単身赴任となることから、その二重生活による職員への負担軽減を目的とした単身赴任手当を新設するものでございます。併せて改正をお願いするものでございます。

今回の改正点といたしましては、3点ほどございます。

1点目といたしまして、民間給与との格差を是正するため、給料表を改正し、給料月額を平均0.2%引き上げるものでございます。これにより、初任給も1,500円引き上げられることとなります。

2点目でございますが、賞与の支給率を、一般職員については100分の5、0.05月分を引き上げ、年間4.45月分とするものでございます。

3点目は、単身赴任手当の支給対象者が発生することから、給与体系を準拠する筑西市に倣い、単身赴任手当の規定を新たに設けるものでございます。

それでは、2ページをお開き願います。筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

第1条は、再任用職員を含む一般職の12月に支給された勤勉手当の支給率を改めるものでございます。この改正により、一般職及び特定幹部職員の支給率が0.05月引き上げられ、一般職が0.95月、特定幹部職員が1.15月となり、また再任用職員につきましても0.025月引き上げられ、0.475月となるものでございます。

次に、3ページからは給料表の改正でございます。3ページから6ページまでが別表第3で行政職給料表で、7ページから11ページまでが別表第4で消防職給料表の改正となります。全ての職務の級、号給について、400円から1,500円の範囲内で引き上げるものでございます。

次に、12ページをお開き願います。第2条による職員の給与条例改正でございます。

まず、第3条は、単身赴任手当の新設により、字句を加えるものでございます。

次に、第11条の2の住居手当の改正につきましては、単身赴任手当の新設に伴い、同手当を支給される職員で、別居する配偶者の住居が借家・借間の場合、その住居手当の支給を算出した額の2分の

1 とする要件を加えるものでございます。

次に、下段の第11条の4は、単身赴任手当の規定を新たに設置するものでございます。第1項は、公署を異にする異動などに伴い、配偶者と同居していた住居から赴任先の公署までの通勤距離が、原則60キロメートル以上の通勤困難と認められた場合で、やむを得ない事情で配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員に対し、単身赴任手当を支給するものでございます。

下から2行目、第2項でございますが、単身赴任手当の支給月額が3万円とし、職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が、組合規則で定める距離以上である場合は、その距離に応じて加算額を支給するものでございます。

続きまして、13ページをお願いいたします。中ほどよりやや下でございます、第19条及び第20条の改正につきましては、一般職及び再任用職員に係る来年度以降の勤勉手当の支給率を100分の5、0.05月引き上げるための改正でございます。

最後に、附則でございます。第1項、本条文の施行は、公布の日から施行し、第2条及び附則第5項は、平成31年4月1日から適用するものでございます。

14ページをお願いいたします。第2項は、改正後の給与条例の適用につきまして、平成30年4月1日から適用するものでございます。

なお、本条例の改正に伴う給与の差額支給の対象職員数は、管理者の事務部局と消防職員を合わせた334名で、給料、諸手当を合わせた差額支給額は1,072万円ほどとなりますが、全額職員給与関係経費の中で調整できる範囲内となっております。

以上で議案第1号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第2号をお願いいたします。議案第2号は、筑西ふるさと市町村圏事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

筑西ふるさと市町村圏事業でございますが、平成元年度、平成2年度の2カ年をかけ、当時の組合構成8市町村による出資金及び茨城県からの補助金により、「ふるさと市町村圏基金」を設置し、基金の果実を財源に「広域観光事業」、「広域健康づくり・スポーツ活動に関する事業」、「広域地域イベント開催事業」などを組合規約に「組合の共同処理する事務」として規定し、各事務事業を開始したものでございます。

その後の社会情勢の変化や市町村合併等の進展に鑑み、広域行政圏施策は、当初の役割を終えたものとした国の見解もありましたが、当組合では、本年度まで広域イベント「やっぺえ」などの事業に取り組んでまいりました。

しかしながら、昨今では、計画の策定もなく、基金の運用果実収入も少なく、また事業も削減状況にあることから、今年度をもって事業を終了し、今後は、一部事務組合としての役割を十分踏まえ、組合本来の共同処理する事務の運営に努めていくことと判断いたしましたものでございます。

このような理由から、関連いたします当該「特別会計条例」並びに当該「基金条例」を廃止すると

ともに、関係条例の字句を整えるための条例の制定をお願いするものでございます。

2 ページをお開き願います。「筑西ふるさと市町村圏事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例」でございます。

第1条で「筑西ふるさと市町村圏特別会計」の廃止、第2条で「筑西ふるさと市町村圏基金の設置、管理及び処分に関する条例」の廃止について規定してございます。

第3条では、「筑西広域市町村圏事務組合監査委員条例」第6条「決算書類の審査」において、これまで監査の対象となっておりました、当該ふるさと基金の決算審査に関する文言の一部を改める規定となっております。

また、第4条では、「筑西広域市町村圏事務組合事務局設置条例」第3条「分掌事務」における当該ふるさと事業の企画財政課に係る事務分掌について、文言の一部を改める規定となっております。

なお、附則でございますが、第1項に、施行期日は平成31年4月1日と規定し、第2項、第3項では、平成30年度特別会計の収入収支及び決算並びに余剰金、債権、債務及び財産についての経過措置を設けるものでございます。

以上で議案第2号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第3号をお願いします。議案第3号は、筑西地域職業訓練センターの設置及び管理に関する条例の廃止についてでございます。

筑西地域職業訓練センターにつきましては、平成29年度をもって組合事業から切り離し、現在は「職業訓練法人筑西職業訓練協会」が桜川市より施設を借り受けまして、協会独自の目標・方向性のもと事業を展開してございます。

本議案につきましては、当初組合の事業から離れる平成30年3月31日をもって条例の廃止を予定しておりましたが、施設を保有する桜川市からの要望もございまして、運営に必要な修繕などに係る補助について、再度協議を重ねた結果、先般の組合正副管理者会議におきまして、当該施設の設備修繕に係る費用につきまして、組合より負担金として支出することで合意形成が図られたことから、議案第4号の補正予算と併せ、本条例の廃止をお願いするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**○議長（金澤良司君）** 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

17番、鈴木 聡君。

[17番 鈴木 聡君登壇]

**○17番（鈴木 聡君）** 第1号、消防署から助教授として派遣するのだと。その費用はこっちで持つのですか。どういうシステムというか、どういうふうなことになっているのでしょうか。

**○議長（金澤良司君）** 鈴木 聡君の質疑に答弁願います。

高嶋消防長。

○消防本部消防長（高嶋幹夫君） 鈴木議員の質問にお答えします。

国からですので、こちらから派遣ということになりますが、向こうではあくまで研修生扱い、それなので、こちらのほうで負担となります。

○議長（金澤良司君） 鈴木 聡君。

○17番（鈴木 聡君） 研修生として行くということ。

〔「研修生扱い」と言う人あり〕

○17番（鈴木 聡君） 何だか分からない。

○議長（金澤良司君） 高嶋消防長。

○消防本部消防長（高嶋幹夫君） 研修生扱いとなります。

○議長（金澤良司君） 鈴木 聡君。

○17番（鈴木 聡君） 研修生扱いと、助教授というのはどういうわけなのです。さっき言いましたよね、助教授で派遣する。研修生が助教授になってしまうのですか。その辺の説明が雑駁で分からないのです。

○議長（金澤良司君） 高嶋消防長。

○消防本部消防長（高嶋幹夫君） 消防大学校に派遣になるのには、助教授ということで名目は派遣になります。でも、国のほうに派遣となりますので、消防職員が向こうに行った場合にも研修生の扱いとなります。

○議長（金澤良司君） 鈴木 聡君。

○17番（鈴木 聡君） 分かったような分からないような。助教授で行く人が、今度は研修生になったり。そうすると、費用はもう全て地元ということなのではないでしょうか。そうですか。

それから、議案第2号で、市町村圏事務組合の事業の廃止、これはよく「やっぺえ」だの、いろいろ事業をやっていますけれども、具体的にどういう事業を廃止するのかというのが出てこないのです。我々は広域の議員だけれども、日常的に広域の議会でいろいろやっていないものですから、特別広域の事業というものが余り頭にないのですけれども、どういう事業をやって、どういう事業を廃止するのかというのが、ただ特別会計、事務組合の、廃止だ、廃止だといっても、もっと具体性を持って説明していただけないでしょうか。

○議長（金澤良司君） 鈴木 聡君の3回目の質疑に答弁願います。

福田事務局長。

○事務局長（福田 洋君） 鈴木議員さんのご質問にお答えいたします。

事業といたしましては、広域観光事業といたしましては、平成2年度、平成4年度に、筑西何でもマップというトラベルガイドですとか、イラストのマップを作成した経緯がございます。また、観光事業といたしましては、観光案内板を設置してございます。ただ、平成18年度と平成28年度にこちらは撤去、更新等もしてまいりましたけれども、古くなったこともあり、また交通事情、道路の拡張と

か、そういったものもございまして、撤去してございます。

それと、スポーツイベントといたしましては、県西総合公園のオープニングイベント等で、テニスのイベントを平成4年の折に開催してございます。あと、地域イベントといたしまして、また大産業祭、こちらを平成2年から3年度、5年から7年度の折に開催してございます。その後は各市町村の産業祭等に持ち回りで協賛的なものをさせていただいた経緯がございます。

広域圏内のイベントとしましては、平成10年、11年からですか、イベント「やっぺえ」のほうを開催させていただいて、議員さんのほうもご存じかと思いますが、あのようなイベントを開催させていただいておりました。

また、イベント支援といたしましては、市町村で行われました人的交流のイベントと、それから文化祭等、真壁のひな祭りですとか、そういったものも含めまして、1市町村1事業で補助限度額を決めまして、これは平成14年、それから18年から20年、単発ではございますが、26年度と数回にわたって実施しております。

また、広域文化事業といたしましては、平成2年から9年度にかけて、自動車図書館整備基金というものを立ち上げましたが、こちらは各市町村等での図書館の整備がございましたので、その変化の過程の中で情報ネットワーク整備事業基金のほうに名前を変えさせていただいて、さきごろの廃止まで来てございます。

あと、筑西音楽会というものを平成3年から平成7年、全て事業の果実の収入の多い時期にやっておりますが、やはり事業収入の少ない時期になってまいりますと、その事業も賄えていないということで、縮小という形になってきてございます。現在ですと、ホームページを平成13年のときから開設してございますけれども、少しずつ手を加えながらやっているところでございます。

また、人材活用につきましては、結城市にございます結城看護専門学校が設立当初に、平成3年、平成4年にそれぞれ1,000万ずつの出資、出捐金を支出してございます。あとは、ふるさと塾といたしまして、平成3年から7年度にかけて5回の塾を開催してございます。また、そのふるさと塾につきましては、平成9年度に活動報告会というものを実施してございます。その他全国のふるさと市町村圏セミナー、これは平成9年度に実施してございますけれども、そのような事業を過去には実施してきてございます。

ただ、最近はもう、ご存じのとおり、筑西の広域広報紙「ちくせい」と、それと組合ホームページ、それに「やっぺえ」が3本の柱のような形になってやってきましたが、それでも事業も厳しくなってきましたので、今回の上程という形にさせていただきました。

**○議長（金澤良司君）** 鈴木議員、議案質疑については、総括方式で3回までと決まっているので、3回やりましたので。

**○17番（鈴木 聡君）** そうですか。大事なことなので。全てやめてしまうのだ。

**○議長（金澤良司君）** 一応決まっていますので。

○17番（鈴木 聡君） はい。

○議長（金澤良司君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本3案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（金澤良司君） ご異議なしと認め、逐条採決いたします。

まず、議案第1号 筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部改正について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金澤良司君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 筑西ふるさと市町村圏事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金澤良司君） 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 筑西地域職業訓練センターの設置及び管理に関する条例の廃止について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金澤良司君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（金澤良司君） 次に、日程第4、議案第4号 平成30年度筑西広域市町村圏事務組合筑西ふるさと市町村圏特別会計補正予算（第1号）を上程いたします。

直ちに説明を求めます。

福田事務局長。

〔事務局長 福田 洋君登壇〕

○事務局長（福田 洋君） では、ご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをご覧ください。議案第4号 平成30年度筑西ふるさと市町村圏特別会計補正予算（第1号）でございます。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億1,840万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,502万7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

本議案は、「筑西ふるさと市町村圏特別会計条例」の廃止に伴い、「筑西ふるさと市町村圏基金」を取り崩し、茨城県及び関係3市に「補助金」並びに「出資金」を返還するため、増額補正をお願いするものでございます。

それでは、「歳入歳出補正予算事項別明細書」によりご説明申し上げたいと存じますので、10ページ、11ページをお開き願います。2、歳入でございます。款1財産収入、項2財産売払収入、目1有価証券売払収入3,200万円の追加でございます。これは、平成元年度と平成2年度に茨城県及び当時の組合構成8市町村の出資により、「ふるさと市町村圏基金」が設置され、「ふるさと特別会計」においてその果実収入により「ふるさと市町村圏事業」を展開してまいりましたが、当初の目的は達成されたと判断したことから、このたびの当該基金条例の廃止に合わせて基金を清算するため、運用していた国債及び政府保証債を売却いたします。このことにより、売却益が見込めることから、増額するものでございます。

次に、款2繰入金、項1目1基金繰入金1億8,640万円の増額でございます。これは、現在運用しております基金の政府保証債1億円、国債7,000万円と定期預金1,640万円を取り崩し、茨城県及び構成3市に返還するため、基金繰入金の増額をお願いするものでございます。

続きまして、12ページ、13ページをお開き願います。3、歳出でございます。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節19負担金補助及び交付金1,300万円の増額は、先般の組合正副管理者会議におきまして、筑西地域職業訓練センターの設備修繕に係る費用について、組合より負担金として支出することで合意形成が図られたことから、増額をお願いするものでございます。

次に、節23償還金利子及び割引料2億540万円の増額は、ふるさと市町村圏基金における茨城県からの補助金1億円と構成3市による出資金1億540万円を返還するため、増額補正をお願いするものでございます。

以上のことから、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億1,840万円を増額するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**○議長（金澤良司君）** 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

**○議長（金澤良司君）** 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

**○議長（金澤良司君）** ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第4号 平成30年度筑西広域市町村圏事務組合筑西ふるさと市町村圏特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金澤良司君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（金澤良司君） 次に、日程第5、議案第5号 平成31年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計予算を上程いたします。

直ちに説明を求めます。

福田事務局長。

〔事務局長 福田 洋君登壇〕

○事務局長（福田 洋君） それでは、議案第5号についてご説明申し上げます。

平成31年度筑西広域市町村圏事務組合予算書をお願いいたします。予算書の表紙を含めまして、4枚ほどめくっていただきたいと存じます。1ページをお願いいたします。

議案第5号 平成31年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計予算。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ61億6,064万9,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

（歳出予算の流用）

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成31年度の組合予算につきましては、構成3市の厳しい財政状況を踏まえ、3市との情報交換、連携を図りながら、分賦金抑制を主眼に取り組んできたところでございます。

大変恐縮ではございますが、2枚戻していただきまして、平成31年度予算総括表をお願いいたします。一般会計の本年度予算額は61億6,064万9,000円で、前年度より1億7,789万5,000円、3.0%の増となっております。

筑西ふるさと市町村圏特別会計は、本年度からございません。

下段の表は分賦金の負担割合でございます。

平成31年度分賦金でございますが、次のページをお願いいたします。平成31年度分賦金一覧表でございます。区分欄の1の議会総務費、(1)議会費から下のほうになりますが、4番の消防費まで、合計9項目がございますが、これらの積み上げが下の太線枠の組合合計欄となります。結城市でございますが、11億9,727万6,000円で、前年度対比1,690万6,000円、1.4%の減、筑西市は24億7,402万8,000円で、5,585万円の減で、同じく2.2%の減となっております。桜川市につきましては10億4,688万6,000円で、1,742万6,000円、1.6%の減となっております。合計が47億1,819万円で、前年度対比9,018万2,000円、1.9%の減となっておりますが、減額の主たる要因としましては、環境センターのごみ処理施設費と消防費の繰越金の増によるものでございます。

なお、分賦金が一般会計予算に占める割合は76.6%となっております。

それでは、一般会計予算の概略についてご説明させていただきます。予算書4ページをお願いいたします。

第2表、地方債でございますが、消防車両購入事業の限度額7,530万円は、筑西消防署川島分署のポンプ車と桜川消防署の救急車の更新に係るものでございます。

また、筑西消防署川島分署建設事業では、3億9,560万円をお願いするもので、それぞれの起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

続きまして、8ページ、9ページをお願いいたします。歳入歳出予算事項別明細書、2の歳入でございます。款1項1分賦金、目1議会総務費分賦金は、本年度3億5,159万4,000円で、退職手当特別負担金及び各種計画策定などにより、2,987万5,000円の増額となっております。

目2公園費分賦金は、退職手当特別負担金などの増額によりまして、697万円の増額となっております。

目3衛生費分賦金16億5,422万円は、環境センターのごみ処理施設の焼却灰処分量の減量及び繰越金の増などにより、2億4,420万8,000円と大きな減となっております。

目4消防費分賦金は26億8,765万5,000円で、川島分署建設事業の本格化に伴い、1億1,718万1,000円の増となっております。

続きまして、款2使用料及び手数料、項1使用料の1億3,089万円は、前年度に対し大きな変化はなく、右のページの節区分のとおり、筑西遊湯館、県西総合公園、環境センターの排水施設並びにきぬ聖苑における使用料収入でございます。

次に、下のほうでございますが、項2手数料3億1,748万円につきましては、右のページにありますように、節1清掃手数料では、し尿処分手数料で年間3万6,612トンの処分量で1,318万円。

11ページをお願いいたします。説明欄の一番上でございますが、2の事業系ごみ処分では1万4,136トンの処分量で2億8,272万円、一般ごみでは1,776トンほどの処分量で1,776万円の収入を見込んだものでございます。

次に、目2 消防手数料は、各種検査及び許可手数料などで、民間企業の設備投資などを反映して、39万円ほどの増額となっております。

款3の国庫支出金は、し尿処理施設並びにごみ処理施設基幹的設備改良事業に対し、国から3分の1の推進交付金が入るものでございます。

下のほうの款7 諸収入をご覧ください。1億4,754万2,000円は、各施設の雑収入ですが、環境センターの鉄くず等売却代及び溶融メタル等売却代の増などから2,195万7,000円の増となっております。

13ページから15ページの説明欄に各施設における雑入項目を記載しておりますので、ご参照いただきたいと存じます。

続きまして、歳出に入らせていただきます。16ページ、17ページをお開きいただきたいと存じます。中ほどの款2の総務費、1の1の一般管理費1億5,251万3,000円は事務局関連の予算であります。右のページの説明欄で二重丸の職員給与関係経費1億3,590万7,000円が89%と大きなウエートを占めております。

18ページ、19ページをお願いいたします。目3の筑西遊湯館費で1億9,364万円は、右のページの説明欄で二重丸の筑西遊湯館管理運営費で、13番、委託料の9行目になります施設運営委託、最後の行にございますが、施設修繕計画書作成業務のほか、トレーニングマシンの更新、設備の補修や工事等を実施してまいります関係で、増額となっております。

20ページ、21ページをお願いいたします。下のほうになります。款4 衛生費、項2 清掃費の目2 し尿処理施設費は1億9,798万2,000円で、820万円、4.1%の伸びとなっております。この伸びにつきましては、23ページの説明欄をお願いいたします。中段より下の二重丸、し尿処理施設基幹的設備改良事業で、前年度に作成しました計画書に基づく工事関係経費602万円によるものでございます。

次に、22ページの下段、目3のごみ処理施設費ですが、19億5,649万9,000円は、年間約6万トンに上るごみ処理費用と施設設備の維持管理、補修費等でございますが、一般会計の32%近くを占めるものでございます。環境センターの焼却灰処分量の減量に伴い、6,758万5,000円の減額効果となっております。施設の維持管理につきましては、莫大な費用が必要となっているところでございます。平成29年度をもって15年間の建設債の償還が終了してございます。ごみ処理施設の耐用年数は、基本的に15年であることを意味しておりますが、建て替えの時期を迎えたとも言えるわけでございます。しかしながら、財政状況を考えれば、建て替えなどは不可能で、施設の延命化、長寿命化をいかに図っていくかが重要となっております。施設の傷みは年々激しく、消耗度も大きくなってまいります。施設延命化のための維持管理、維持補修に対する費用負担につきましては、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、24ページをお願いいたします。下のほうで項2 火葬場費、目1 きぬ聖苑は1億6,123万8,000円で、前年度より400万6,000円、2.5%ほど伸びておりますが、これは昨年度から、平成6年の竣工以来初の火葬炉耐火物全面積みかえ改修工事と屋根外壁改修工事をそれぞれ3年かけて実施している関

係でございます。

次に、26ページをお願いいたします。中段より下になりますが、款5 消防費30億2,649万円は、一般会計の49.1%を占めるものです。老朽庁舎の改修工事や筑西消防署川島出張所のポンプ車、桜川消防署の救急車などを更新してまいります。右の説明欄で二重丸の職員給与関係経費21億5,634万3,000円は、消防費の71%を占めております。

28ページをお願いいたします。下段になりますが、目3 消防庁舎建設費 5億5,280万円は、本年度から建設工事が本格化いたします関係で、前年度より1億8,760万円と大きな伸びとなっております。

以上で議案第5号、一般会計予算の説明を終わらせていただきますが、主要事務事業の概要を併せて提出させていただいておりますので、ご参考いただければ幸甚と存じます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**○議長（金澤良司君）** 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

3番、森 正雄君。

〔3番 森 正雄君登壇〕

**○3番（森 正雄君）** 1点だけお伺いをさせていただきます。私の聞き逃しだったら大変申しわけありません。

20ページです。款の土木費の県西総合公園費、目の、説明欄といいましょうか、前年度の比較で1,049万5,000円ほど増額になっていきますけれども、この理由についてお伺いします。

**○議長（金澤良司君）** 森 正雄君の1回目の質疑に答弁願います。

福田事務局長。

**○事務局長（福田 洋君）** ご答弁申し上げます。

県西総合公園でございますが、そのうちの533万円ほど退職手当特別負担金で計上させていただいております。残りにつきましては、電気料ですとか諸所の修繕ですとか、そういったところで積み重ねたものが上がっているものと、あと人件費の部分で、ほかに200万円ほど人事院勧告の部分で上がっておりますので、そういったもので合計して1,000万円ほど上がっております。

**○議長（金澤良司君）** 森 正雄君。

**○3番（森 正雄君）** わかりました。それでは、職員人件費と言いましたけれども、増員になるということですね。

**○議長（金澤良司君）** 森 正雄君の2回目の質疑に答弁願います。

福田事務局長。

**○事務局長（福田 洋君）** お答えいたします。

特に増員というわけではなく、今の数にて計上させていただいております。

**○議長（金澤良司君）** 森 正雄君。

○3番（森 正雄君） わかりました。ありがとうございました。

○議長（金澤良司君） 17番、鈴木 聡君。

〔17番 鈴木 聡君登壇〕

○17番（鈴木 聡君） 病院輪番制事業で、筑西市は西部メディカルセンターが昨年10月にオープンして、24時間365日の救急医療体制をとっているわけです。これは、輪番事業に該当して名前が挙がっていますが、東地区は協和中央病院とメディカルセンターだと。だけれども、実際に今のメディカルセンターだけでも、十分この地域の、結城とか桜川との関係もありますけれども、西部メディカルセンターにも補助というか出すわけだよね、ここに指定してありますから。そういう二重に支出するような感じに受け取れるのですが、どうなのですか。東地区はメディカルセンターがあるのだから、東地区は指定しなくて、なくしたほうが予算的に助かるのではないのですか。その点、どうなのでしょう。今メディカルセンターは24時間体制ですから、先生方が大変だと悲鳴を上げるほどになってきているという話は聞いておりますが、その点どうですか、予算措置としては。

○議長（金澤良司君） 鈴木 聡君の1回目の質疑に答弁願います。

福田事務局長。

〔「消防長がいい。消防長のほうがよく把握している」と言う人あり〕

○議長（金澤良司君） それでは、高嶋消防長。

○消防本部消防長（高嶋幹夫君） 鈴木議員の質問にお答えします。

新しい病院群輪番制度も10月1日から始まりまして、各病院の受け入れは以前よりよくなっていると感じます。西部メディカルセンターにつきましては、平均で収容率は輪番日、非輪番日にかかわらず平均に収容してございます。西部メディカルセンターの受け入れ状況ですが、127人、これは全体の19%を収容しております。

以上です。

○議長（金澤良司君） 鈴木 聡君。

○17番（鈴木 聡君） ですから、東地区の輪番制の中にメディカルセンターが入っていて、それだけの予算を支出しているわけです。だから、そこまでやらなくてもいいのかなと私は思う。病院独自に西部メディカルセンターとしてはちゃんとした体制をとって。結局お金を渡しても、市民の金なのだ、この広域の。だから、そこら辺、よく私らも理解は分からないのだけれども、その点どうなのでしょう。過度的なあれだと、処置となれば、またそういう理由も立つけれども、ずっとこういう輪番制で、東地区は協和中央とメディカルだと。メディカルは、そういう輪番制の指定を受けなくても、もうちゃんとした体制は整っているわけですから、その辺の話というのは余りなされないのですか。

○議長（金澤良司君） 鈴木 聡君の2回目の質疑に答弁願います。

福田事務局長。

○事務局長（福田 洋君） ご答弁申し上げます。

議員がおっしゃっていますのは、多分公的な意味合いで、またそこに公金が入るというふうな形でおっしゃっていらっしゃると思うのですけれども、病院群輪番制につきましては、第2次救急病院、第2次でないとその輪番の対象の病院になりません。これは、西部メディカルだけがその輪番に入っているわけではございませんで、ほかの地域の同じような公立病院もその輪番体制の中に入っております。

この輪番でございますけれども、もともとは国の補助金、あと県の補助金と入ってございましたけれども、結局今のところは交付税の中に国のほうから来ているという話になって、今各市町村、関係3市のほうから分賦金をいただいて対応しているというふうな状況でございます。

また、東地区、西部メディカルセンターと協和中央病院、また西地区の城西病院さんと結城病院さん、この4者の病院長と事務長さんのお話し合いの中でも、また今後新たな4病院で進めていながら、またここに桜川地域医療センターさん、こちらのほうもまだ1次でございますけれども、2次のほうを目指して頑張っていくので、その折にはまた東地区、もとの県西総合病院さんの部分と一緒にやっていた関係もございまして、ちょっとその実績を見てからということ、お話し合いの中では議題としては上がってございました。

以上でございます。

**○議長（金澤良司君）** 鈴木 聡君。3回目です。

**○17番（鈴木 聡君）** 財源は国から来ているのですか。では、それはそれで結構です。その辺の財源というか予算が分からなかったものですから、ダブって市から出しているというようなことにならないようにと思ったのですが、国からの財源であれば結構です。どうも。

**○議長（金澤良司君）** 答弁はよろしいですか。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

**○議長（金澤良司君）** ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第5号 平成31年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計予算について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（金澤良司君）** 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎閉会中の継続審査の申し出について

**○議長（金澤良司君）** 次に、日程第6、閉会中の継続審査の申し出についてを上程いたします。

本件につきましては、お手元に配付してありますとおり、議会運営委員長から継続審査の申し出が

あったものであります。

お諮りいたします。本件について、委員長の申し出のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

**○議長（金澤良司君）** ご異議なしと認め、委員長の申し出のとおり決しました。

---

#### ◎閉会の宣告

**○議長（金澤良司君）** 以上で、今定例会に付託された案件は全て議了いたしました。

これをもちまして、平成31年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会を閉会いたします。

閉 会 （午後 1時55分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

平成31年2月20日

議 長 金 澤 良 司 ⑩

署 名 議 員 大 里 克 友 ⑩

署 名 議 員 箱 守 茂 樹 ⑩